議第 43 号

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

下呂市農林漁業研修施設である下呂市四美多目的集会施設について、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例

下呂市農林漁業研修施設条例(平成17年下呂市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改 正 後			改	正 前	
別表第1(第2条関係)		別	別表第1 (第2条関係)		
施設の名称	位置		施設の名称	位置	
			下呂市四美多目的	下呂市萩原町四美 1064	
			集会施設	番地1	
下呂市大ヶ洞山村	下呂市萩原町大ヶ洞		下呂市大ヶ洞山村	下呂市萩原町大ヶ洞	
活動支援センター	248 番地 3		活動支援センター	248 番地 3	
下呂市馬瀬南部研修センターの項・下呂市			下呂市馬瀬南部研修センターの項・下呂市		
馬瀬北部研修センターの項 (略)			馬瀬北部研修センターの項 (略)		
別表第2 (第9条関係)		別	別表第2 (第9条関係)		
下呂市大ヶ洞山村活動支援センター		匹	四美多目的集会施設、大ヶ洞山村活動支援セン		
		<u>タ</u>	<u>9-</u>		
1・2 (略)		1	1・2 (略)		
下呂市馬瀬南部研修センター、下呂市馬瀬北部			馬瀬南部研修センター、馬瀬北部研修センター		
研修センター					
1・2 (略)			• 2 (略)		

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市農林漁業研修施設である下呂市四美多目的集会施設について、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。併せて、別表中の施設の名称の修正を行います。

2. 概要

(1) 下呂市四美多目的集会施設を下呂市農林漁業研修施設から除外します。

(別表第1、別表第2関係)

(2) 施設の名称を修正し統一します。

(別表第2関係)

(3) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則関係)